

京都市ごみ収集業務評価推進会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市ごみ収集業務評価推進会議（以下「評価推進会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例、京都市市民参加推進条例施行規則及び京都市ごみ収集業務評価推進会議開催要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 評価推進会議は、原則として公開する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 評価推進会議は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 食事又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他の機器から音を発生させないこと。
- (6) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 会長は、傍聴者が前3条の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 市長は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 会議を公開しなかったとき。

(2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

4 市長は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、評価推進会議の公開に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年11月15日から施行する。

2 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

3 京都市ごみ収集業務評価委員会の会議の公開に関する要領は、廃止する。